様式第七十の備考２中「記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に」を削り、同様式の備考４を削り、同様式の備考５中「及び５」を「、５及び７」に、「とあるのは、「特許法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書」と読み替えるものとする。」を「とあるのは「特許法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書」と、備考７中「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「備考６」とあるのは「備考３」と読み替えるものとする。」に改め、同備考を同様式の備考４とする。

様式第七十の次に次の一様式を加える。

様式第70の２（第69条の２関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【特許番号】
【特許権者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【回復の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕
１　「【特許権者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
　【特許権者】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【特許権者】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
２　第69条の２第３項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号（特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。
　【別紙】
　　特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
　　特許第○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○号、
３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第４の備考４、様式第26の備考９並びに様式第31の９の備考１及び２と同様とする。様式第26の備考９中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と読み替えるものとする。

様式第七十一中「【申請の趣旨】」を「【申請の理由】」に、「【申請の理由】」を「【納付年分】　第　年分」に、「【提出物件の目録】」を「【提出物件の目録】」に改め、同様式の備考２を次のように改める。

２　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第１年分から第３年分まで又は特許料の第１年分から第３年分までと同時に第４年分以降を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

様式第七十一の備考３中「「特許料納付の軽減」、「特許料の免除」又は「特許料の猶予」」を「「特許料の軽減（免除又は猶予）（特許法第109条）」」に改め、同様式の備考４中「、様式第20の備考１及び６並びに様式第31の５の備考１」を「並びに様式第20の備考２及び７」に改め、同備考を同様式の備考５とし、備考３の次に次のように加える。

４　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

様式第七十二中「【申請の趣旨】」を「【申請の理由】」に改め、同様式の備考１を次のように改める。

１　国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。

様式第七十二の備考２中「「審査請求料の軽減」又は「審査請求料の免除」」を「「審査請求料の軽減（免除）（特許法第195条の２）」」に改め、同様式の備考３中「様式第20の備考１及び６」を「様式第20の備考２及び７」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第四号中「他の請求項」の下に「の記載」を加える。

第十一条中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間）

第十八条の二　実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例）

第十八条の三　実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

第十九条第五号中「又は実用新案登録」を「、実用新案登録」に改め、「限る。）」の下に「又は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録」を加える。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（回復理由書の様式等）

第二十一条の四　実用新案法第三十三条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十四の四により作成した回復理由書を提出しなければならない。

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日